日程第15　議案第９号　橋本市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小林　弘君） 日程第15　議案第９号　橋本市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について　を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林　弘君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第９号については、会議規則第37条第３項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林　弘君） ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林　弘君） 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第９号　橋本市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林　弘君） ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16　議案第10号　橋本市やすらぎ広場設置及び管理条例の一部を改正する条例について

○議長（小林　弘君） 日程第16　議案第10号　橋本市やすらぎ広場設置及び管理条例の一部を改正する条例について　を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番　堀内君。

○12番（堀内和久君） 事前に担当課へ行って勉強しとくべきやったんですけども、ちょっと教えてください。場所がぼやけるんで、どこのことを言うとるんかなって僕、勉強不足で分かってないということと、ほんで、条文を明確化してきっちり表していっとるのがビフォーアフターやと思うんですけども、これの理由について教えてください。

○議長（小林　弘君） 建設部長。

○建設部長（西前克彦君） ただ今のご質問についてお答えします。

まず、場所のところなんですけど、国道371号に面した御幸辻地内になりまして、杉村公園と隣接する北側になります。丸尾池という池と国道371号との挟む間が場所になります。

それから、条例の提案の理由ですけど、現在、杉村やすらぎ広場は11月の開園に向け工事中であります。芝生広場のトイレ及び駐車場は、昨年の10月に供用開始済みであり、開園後は大勢の人が集まることが予想されます。既に物品の販売による出店要望が数件寄せられておりますので、現在、橋本市やすらぎ広場設置及び管理条例では営利目的の活動は禁止されており、物品の販売が不可能となっています。今回の条例の改正により、来園者の利便性を図ることを目的に、「営利を目的とし

た行為をすること。」を条例から削除して改正を行うものです。

○議長（小林　弘君） 12番　堀内君。

○12番（堀内和久君） あの新しいところですね。杉村公園の敷地内の新しいところということですね。僕、あの辺のあれ分からなかってすいません。違う場所をイメージしとったり、申し訳ありませんでした。場所は分かりました。理由も分かりました。

２回目お伺いするんですけども、市が持っとる施設で新しく人がにぎわくであろうところで、物品とかそういうルール、決まり事をちゃんとつくっていって、許可なき者はとかそういうふうに条文が読めるんですけども、にぎわいていくということは当然、市長の許可とか必要なのも分かるんですけども、いつも思うんですけども、罰則規定ってそこまで厳しく言うつもりはないんですけども、規定であったりとか、もう一個上の条文とか法律でそないなっとるんやって答えるかも分からないですけど、やっぱりきっちり明確化、そんな大きい罰金とかそこまで言えへんですけど、ただグレーゾーンになっとる部分、監視カメラがついとるわけちゃいますし、毎日毎日何が起こっとるか分かりませんし、ここは厳しくきっちり整理しておいて、例えば市で持っとるほかにも公園とか施設がありますよね、ここだけじゃなくて。例えば、県立体育館とか市民プールであったりとか、今までずっと物品とか飲食販売というのはうたわれてきとるんで、ここだけきっちり行くんやったらほかへもやっぱり、担当課が違ったら色の違うお金、色の違う条文じゃなくて、市民からしたら関係ない話であって、それこそ垣根を越えてちゃんとしたルールを制定するというお考えを要望したいんですけど、いかがですか。

○議長（小林　弘君） 建設部長。

○建設部長（西前克彦君） 罰則と防犯カメラというようなお話も出たんですけど、現在、杉村やすらぎ広場の工事で防犯カメラを設置予定しております。

それと、ほかの公園とのというところの話ですけど、都市公園での物品の販売等というのは、現在も条例では禁止されていないというところになりまして、各公園の運営の状況によって許可したり許可してないというところがあるんですけど、状況に応じて貸出しを行っていまして、杉村やすらぎ広場に関しては人がようさん集まってくるというところもありますので、住民の利便性を考慮して今回、条例を改正していくというところです。

○議長（小林　弘君） 12番　堀内君。

○12番（堀内和久君） ３回目じゃなくて、答弁もれということで手を挙げさせてもらいました。

○議長（小林　弘君） どうぞ。

○12番（堀内和久君） ほかとの整合性、建設部長にお伺いするのもおかしいんですけど、例えば県立体育館というたら教育部長ですよね。目合いましたよね。だから、ほかもあると思うんですよ。この公園は建設部が持っとる、この公園はひょっとしたら違う部署が持っとるってなると思うんですけど、それに対しての整合性なんで、例えば県立体育館、プールと言ってしまったんで、こっちがちゃんとしたルールを決めていくんやったら、そっちはどうですか。それ、答弁もれの質問でいいですか。

○議長（小林　弘君） 教育部長。

○教育部長（阪口浩章君） 運動公園につきましても、都市公園の中に入ってございます。先ほど建設部長が答弁しましたように、都市公園条例においても営利目的等の使用の規定は設けてございます。ただ、指定管理者施設につきましては、やはり指定管理者の裁量も

ございます。そういう中では条例の範囲内で指定管理者の意向というのも尊重しなければならない部分はあると考えてはいます。

○議長（小林　弘君）ほかにありませんか。

８番　杉本君。

○８番（杉本俊彦君）この公園なんですけども、別に出店するの、テキ屋の方でも大丈夫ですかね。真面目に聞いていまして、やっぱりテキ屋の人かって入ってもうてもええと思っとるんですよ、私は。以前、紀の川祭のときにそれがあかんさかいとかいうて今の形に変わっているとか聞いているんですが、そこのところを教えてください。

○議長（小林　弘君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）キッチンカーとか屋台とかというのを想定しておりまして、テキ屋も含んでと考えております。

○議長（小林　弘君）ほかにありませんか。

６番　辻本君。

○６番（辻本　勉君）第14条の附則のところに使用料は書いていただいておるんですけども、物品の販売は分かるんですよ。物品の販売、募金等を行うときということで、これ、一緒になって金額を設定されとるんですよ。占用面積１平方メートルにつき１日に44円ということは、むちゃくちゃ安いんちゃうん。財政が厳しい状況やから、こんなん普通場所を借りてそれなりの商売をしようと思ったら、それなりの金額を取っていかんと僕は駄目やと思うんや、ある程度。商売をしてもうけるんやから。そうでしょう。民間やったら賃料はかなり高いで。市民のためにと言っては何やけど、市民かってそこに出てきてもうけようとするんやから、もうけたらええんやから。この辺がね。そしたら、例えば市長の最初の説明にキッチンカーってわざわざこれも載せていて、初めて聞いたんですが、キッチンカーが１台来て、１日借りたら何ぼ家賃を払わなあかんのですか。計算して。キッチンカーの面積、置いとる面積を調べりゃ分かるけど、44円というたら１日やろ、これ。面積１㎡やけどよ。10㎡あって440円やで。１日440円、10㎡借りて。そうでしょう。こんな金額の設定しとって、言うたら悪いけど、こんなんやったら市民からやったら金を取らんほうがましや。しょうもない金額やったら、中途半端に手間ばかりかかって。ほんで募金等について、やっぱり物品販売と僕は分けたるべきやと思う。募金も商売するのも一緒くたにしたるのもいかがなものかなと思うんですけども、その辺どうなんですか。金額を出してくれとるけど、こんな安い金額設定というのは僕はおかしいかなと思うんですけども。

○議長（小林　弘君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）使用料の設定については、現在ある都市公園条例とか道路占用条例を参考にして、平米当たり44円としております。駐車場の区画を貸出しとしてイメージしていまして、１区画の駐車場の面積が約2.5m掛ける５ｍで12.5㎡としますと、550円の面積となっております。他の条例との比較をしておりますので、価格は適正であると考えております。

○議長（小林　弘君）６番　辻本君。

○６番（辻本　勉君）その辺が行政の甘さなんよ。ほかの公園条例の中でその金額になっとるから合わしとるってね。こんなときやからもっとそこらも改正して、財政が厳しいんやから、市民にいろいろ負担をさせとるんやったらこの辺はもっと商売で、金を稼ぐところに対してはやっぱりそれなりの賃料をもらうべきやと。駐車場と商売と違うで、中身が。駐車場に合わせて、それでも駐車場、この金額になる、１時間。それは１時間やろ、駐車場、550円というたら。１日550円で駐車場を貸しとるんかい。１日550円ぐらいで駐車場を

貸してますか。それは１カ月駐車場として借りているところ、駅前の開発の関係でやったところは月6,000円ぐらいで貸しとるけどね。それとこの商売とはまた別やで。考えていかんと。そこらが行政は甘いんや。もっと民間的な感覚を持ってやっぱり収益を上げていかな。金ない、ないって言うんやったら。こんなん一回やってしもたら改定ってなかなかできひんで。最初に、今こんな新しくできたところをやるときに、全体を見渡してほんまに適正かどうか判断して決めていかんと。もっと真剣になって決めていこうよ、こんなん。そんなことをしとったらいつまでも財政、ようならへんで、締めるばかりでは。

○議長（小林　弘君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）ご指摘のとおりの意見もあると思うんですけど、現状の都市計画条例でも物品の販売、行商、募金等を行うときは、一人一日当たり400円となっておりまして、それに似合うような形というふうな形で設定させていただいております。

○議長（小林　弘君）ほかにありませんか。

16番　田中君。

○16番（田中博晃君）今回の条例なんですけども、どうしてもここだけを取り上げたら、この公園だけって目立ってしまうと、実際、都市公園法でも国のほうでもどんどん緩くして、お金を取れる自治体がお金を取れるような形にせいという話もあったかと記憶しておるんですけれども、やるんやったら全部やったらというのが正直な意見なんですけれども、いかがでしょうか。ここだけやったらこれがすごく目立ってしまって、ほかはどうなんというのをまた毎回問合せに行かんなん。でも、条例上は判断で貸し出すこともできるとなっている。それなら一本化したほうがええんちゃうんでしょうか。

○議長（小林　弘君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）やすらぎ広場条例からすると対象の施設は８箇所あるような形になっておりまして、８箇所全てにこの条例が適用されるということになります。それと、都市公園条例でも現状、出店とかっていうのは可能になっておりますので、個々の公園の事情に応じて貸出しを行っているというところですんで、統一的なことはある意味できているのかなと考えます。

○議長（小林　弘君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林　弘君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております議案第10号については、経済建設委員会に付託いたします。

日程第17　議案第11号　デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

○議長（小林　弘君）日程第17　議案第11号デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について　を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林　弘君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議題となっております議案第11号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林　弘君）ご異議がありませんの

で、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林　弘君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第11号　デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について　を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林　弘君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。